

一般財団法人和歌山環境保全公社

平成29年度事業計画

本公社は、一般財団法人として、県民の良好な生活環境の確保及び地域環境の保全に寄与することを目的として、廃棄物等の安全かつ適正な処理及び環境保全のための啓発等に関する事業を行っています。

平成29年度は、公益目的支出計画に位置付けた実施事業及びその他事業を着実に実施してまいります。

まず、公益目的支出計画の実施事業として、和歌山県が設置したすさみ建設残土処分場の運営管理事業の運営に万全を期してまいります。

また、産業廃棄物処理事業者等講習会の開催等、循環型社会形成のための啓発推進事業を行ってまいります。

その他事業としては、大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地における廃棄物受入業務等受託事業の実施に万全を期してまいります。

それぞれの事業等の内容は、以下のとおりです。

(1) すさみ建設残土処分場の運営管理事業

公共事業から発生する発生土（建設残土）を適正に処分するため、和歌山県が設置した公的建設発生土受入施設（西牟婁郡すさみ町）を有償で利用し、県との必要な協議等を行いながら、建設残土の受入れ及び管理業務等を行ってまいります。

平成29年度は、紀南地域の県建設部、地元市町の公共工事計画量等を踏まえ、前年度と同量の3万トンの受入量を見込んでいます。

今後とも建設残土の受入量の確保及び処分場の適正な運営管理に関係機関と連携しながら万全を期してまいります。

(2) 循環型社会形成のための啓発推進事業

公益目的支出計画に定めた「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業」の核として、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する啓発に取組み、循環型社会の形成に資することを目的とする事業を行ってまいります。

ア 産業廃棄物処理事業者等講習会の開催

産業廃棄物処理事業者等に対する講習会を環境衛生の研究・研修機関や関

係行政機関の協力も得ながら実施し、産業廃棄物の適正処理についての正しい知識と理解の普及に努めてまいります。

イ 不法投棄防止・3R推進キャンペーンの実施

不法投棄防止啓発のためのラッピングバス（車外啓発広報を掲載した路線バス）をこれまで和歌山バス那賀の路線で走らせてきましたが、不法投棄件数の多い紀北地域と和歌山市内を重点的に啓発することとします。

和歌山バス那賀路線と和歌山市内循環の2系統にラッピングを拡充させるとともに、市内を走るバスの後面には「3R推進」のラッピングも併せて貼り、県との共同事業として計2台のバスを走行させることにして啓発効果を高めてまいります。

(3) 大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地における廃棄物受入等業務受託事業

大阪湾広域臨海環境整備センターから委託を受け、同センター和歌山基地に運搬される廃棄物受入業務を実施しています。

また、その一環として、雨水ピット・投入ステージ等の定期清掃業務を受託しています。

紀北・紀中地域から搬入される廃棄物の適正な最終処分の一助となるよう、当事業の実施に万全を期してまいります。

<備考>

本社は、和歌山県、和歌山市外12市町（旧22市町）及び新日鐵住金株式会社（旧住友金属工業株式会社）外9事業者からの出捐金1億円をもって昭和56年7月1日に財団法人和歌山環境保全公社として設立されました。

その後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令の施行に伴い、平成25年3月18日付けで和歌山県知事の認可を得て、平成25年4月1日に一般財団法人となりました。また、その際には、公益目的支出計画の認可を受け、今後とも公益目的支出を継続していくものとしたところです。

なお、大阪湾広域臨海環境整備センターは、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること等を目的として、広域臨海環境整備センター法により昭和57年3月に近畿2府4県を含む市町村等の地方公共団体174団体及び港湾管理者4団体の出資により設立された特殊法人です。